

平成 28 年 台風第 10 号に係る環境省の対応について
(災害廃棄物等関係) 【第 3 報】

1. 環境省の対応状況

- 8 月 31 日
- 各地方環境事務所に対して被害状況の収集を指示
 - 北海道及び東北地方環境事務所に災害対策本部を設置
 - 政府調査団に担当官を派遣し、被害状況を調査（岩手県）
 - 「災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用」について事務連絡を発出
 - 「災害廃棄物に関する害虫・悪臭対策等の留意事項」について事務連絡を発出
 - 「水害による災害廃棄物処理の留意点」について事務連絡を発出
- 9 月 1 日
- 政府調査団の担当官が、岩手県久慈市及び岩泉町の被害状況を調査
 - 北海道地方環境事務所職員が、北海道南富良野町の被害状況を調査
 - 地方環境事務所職員及び災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-net) の専門家を現地（北海道庁及び岩手県庁）に派遣し、仮置場の設置・管理など、災害廃棄物処理に関する技術的助言・支援を行う
 - 環境省ホームページに、「平成 28 年 台風第 10 号における災害廃棄物対策について」として対応状況を掲載

- 9月2日 ○北海道地方環境事務所職員1名及び専門家1名が、
北海道芽室町、新得町及び清水町の被害状況の確認
を行う（北海道十勝総合振興局職員同行）
○東北地方環境事務所職員1名及び専門家2名が、岩
手県久慈市、岩泉町及び宮古市の災害廃棄物仮置場
等の確認を行う
○岩手県庁に専門家1名を配置し情報収集や技術的支
援を行う
○「被災したパソコンの処理」、「被災した家電リサイ
クル法対象品目の処理」及び「大規模災害により被
災した自動車の処理」について事務連絡を発出
- 9月3日 ○東北地方環境事務所職員1名及び専門家2名が、岩
手県遠野市及び大槌町の被害状況の確認を行う
- 9月5日 ○政府調査団に担当官を派遣し、北海道南富良野町等
の被害状況を調査
○北海道南富良野町に関東地方環境事務所職員1名を
派遣

2. 今後の対応

- 今般の大雪等により発生した災害廃棄物について、処理方法等に關
する技術的助言を行うとともに、災害等廃棄物処理事業費補助金等
により被災市町村への財政支援措置を行い、処理が円滑に進むよう
支援を行う。